

## 令和4年 第9回定例教育委員会会議録

- 1 招集年月日 令和4年9月26日（月） 14時30分～
- 2 招集場所 佐々町公民館 第3会議室
- 3 出席委員 黒川教育長、寺崎委員、石橋委員、中村委員
- 4 事務局出席者 井手次長、江田参事、上野次長補佐
- 5 会議録署名委員の指名 山之内 英樹 委員
- 6 前回の会議録の承認 令和4年 第8回定例教育委員会（8/31）
- 7 教育長報告
- 8 案 件 議案第23号 佐々町立小・中学校処務規則の改正について  
議案第24号 佐々町学校評価ガイドラインの改正について  
議案第25号 佐々町小中学校給食物価高騰対策事業費補助金交付要綱  
の一部改正について
- 8 報告事項
  - (1) 新型コロナウイルスへの対応について
  - (2) いじめ・不登校について
  - (3) 台風への対応について
  - (4) 社会体育・教育施設工事関係について
  - (5) 令和4年度市町村教育委員会研究協議会について
  - (6) 名義後援について
  - (7) 準要保護の10月認定について
  - (8) 行事関係報告について
  - (9) 教育委員の選任について
  - (10) その他

〈審議の経過（要約）〉

教育長	ただ今から、令和4年第9回定例教育委員会を開催します。
教育長	<b>5 会議録署名委員の指名</b> 本日の会議録署名委員を指名します。山之内 英樹 委員にお願いします。
教育長	<b>6 前回の会議録の承認</b> 前回の「令和4年8回定例教育委員会会議録」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料により説明)
教育長	今、説明がありましたが、質問や、お尋ね等ございますでしょうか。 (「なし」の声あり。)
教育長	ないようでしたら承認することといたします。
教育長	<b>7 教育長報告事項</b> それでは、教育長報告に入ります。 (1)教育委員会の主な活動 (資料により説明)  (2)町内校長会連絡事項等 【指導事項】 ○新型コロナウイルス感染症対策 9月に2学期が始まっていますが、家庭内感染が増えている状況でした。8月は小学生が非常に多く感染し、今年度に入って月別の集計で最高の数でした。 今も家庭内感染が広がっている状況があります。家庭内の罹患情報をしっかりとつかんで、家庭内感染であれば、学級閉鎖の対象にはならないので、精査するようにという話をしたところです。  ○働き方改革 教職員月給に4%の手当がついていますが、これは時間外勤務手当がつかない分の残業に見合う形での手当としているわけですけれど、これは実際の超過勤務時間には見合わないということが新聞記事に書いてありました。また、休職が5,000人ということで、これも過去最高ということです。休職をする教職員が増えているという現実があります。なかなか思いはあっても難しいところございますけれど、少しでも働き方改革が進むようにしていかなければなりませんと考えているところです。

### ○部活動の地域移行

「文化部も休日は地域で」というような話が出ております。文化部というと、大変なのは吹奏楽部です。吹奏楽部の指導者が地域にいらっしゃるかが、非常に難しいと思います。音楽関係の方がおられても、経験とか指導歴が必要になると思いますので、非常に厳しいところがあるかもしれません。記事に市町村が協会を設置し、統括コーディネーターを配置と書いてありますが、コーディネートできる方がいらっしゃるかというと、これも非常に厳しいと思います。

かなり課題がたくさんあると思っておりますけれど、そろそろ検討委員会を考えていかなければいけない時期になってきています。

他市町も検討委員会の設置を検討されていますので、動向を見ながら進めていきたいと思っています。

### ○ヤングケアラー

支援制度の整備に期待をしたいと思っております。ただ、ヤングケアラーを見極めることができるかという、そこが非常に難しいところかもしれません。子ども自身が恥ずかしいというか、やはり親のことであったり親類のことだったりで、言いにくいところがあると思っています。

学校だけで解決できる問題ではないので、そういう事案があった場合、「児童相談所、要保護児童対策地域協議会の活用を」といった話をしたところです。

### ○携帯電話所持率調査

フィルタリングの利用率が低下というのが非常に気になったところです。SNSに関わるトラブルが非常に多いという事情がございます。フィルタリングをしていないということ、それがどういう理由によるのかというのが分かりませんけど、子どもがやらないでくれと言っているのだとすれば、それが問題であるし、家庭にルールがあって、本当に子どもを守れるということであれば話は違ってくると思います。

### ○英語授業

県立大学の山崎教授の研修会ですか、熱心に山崎先生がやっておられます。ここ3年間はやっていませんけど、本町は県立大学からサポートティーチャーを派遣していただいている。その窓口になっていただいているのが山崎先生です。

本町は小学校の英語専科教員が入っているので、小学校の先生方は助かっていると思います。しかし、本町から異動したときには、英語の授業をしなければならないということになるかもしれません。専科教員がいない学校に行ったときです。

大変だと思いますが、英語についての自主的な研修を行うように、また、そういう研修にかかる情報を流すようにと話をしたところです。

### ○デジタル教科書

	<p>デジタル教科書関係の記事が載っておりました。中央教育審議会では、が2024年から英語のデジタル教科書を無償で配布することです。これは非常にいいことで、期待したいと思っています。ただ、予算化されたわけではないので、流動的ではあるだろうと思います。</p> <p>【気になっていること】</p> <p>○少子化</p> <p>少子化については、今後、義務教育学校、小中一貫校などいろんな形態の学校が出てくると思っています。もう既に佐世保市が義務教育学校を何校か立ち上げています。佐々町の場合は、現在0歳児までの人口は大体横ばいで、そう減ることはないだろうと思っていますけれど、いろんな形態の学校が出てくるだろうと思っています。</p> <p>○ギフテッド</p> <p>「特異な才能を持った子がいるかもしれない、そういう目で見てみたら、また違うかもね。」という話をしたところです。</p> <p>私から以上です。何かご質問があれば、举手をお願いします。</p>
教育委員	<p>部活の地域移行、前もちょっとお聞きしたんですけど、これは地域に移行して、指導者はやっぱりボランティアになってきて、保護者が費用を負担していく形に移行していくことですよね。その予算どうなっているのでしょうか。</p>
教育長	<p>指針はありますが、具体的に予算化をするという、予算がついているという情報はありません。</p> <p>ただ、有償化を考えている様子です。そうした場合に負担が、基本的に保護者負担となっているようですが、自治体が負担するんだろうか、また、経済的に苦しい子をどうするかなど不明な部分が多くございますので、私どももまだ動けていない状況です。</p> <p>指導者についても、県体育保健課によると、例えば体協、スポーツ少年団、保護者、教職員、高校の教員と一緒になど、12パターンが示されていますが、これなら大丈夫という明確な団体というのは出ていません。</p> <p>先の定例教育委員会で資料をお出ししたのですが、まだそこまではつきりした情報はありません。</p> <p>ほかございませんでしょうか。</p>
教育委員	すみません。ギフテッドを見つける仕組みってあるのでしょうか。
教育長	制度的な仕組みはありません。例えば絶対音感のすばらしい子というのがありますけど、このような特性であれば分かるんでしょうけれど、分からぬままというのもあるかもしれません。分かるようだとすばらしいのですが。

	才能も多様化しているんで、なかなか難しいですね。
教育委員会	難しいですね。学校教育という範疇の中で、数学だけ突出しているというのは分かるんです。ところが、学校教育の範疇外で突出しているといったら分かりづらいと思います。
教育委員会	例えば円周率3.141592ぱっと言って、それも何桁も覚えている人とか、総理大臣全部言えるとか、そういうのも一つのギフテッドなのかなと思えることもあるし、でも、なかなか学校に行けなくてつらい思いをしておられるし、感受性が本当に強く育っている子どももまた多いですよね。
教育委員会	そういう意味で、こういう新聞記事を校長会で提出しましたけど、ひょっとして見つけることができてということですね。結構、天皇陛下の名前とかずっと覚えている子とかいます。
教育委員会	ところが、意外と一過性の部分もあったりして、ある程度の年齢から普通になってしまふとか、分からぬですよね。今後、そういう目で見たらどういった可能性が見えるとかということです。
教育委員会	難しいです。アインシュタインは相対性理論まで考えてノーベル賞を受賞されました。そのような方がどこで才能を開花するか難しいですね。でも、今から先は、子どもたちも主張が強くなると思うので、親もすごく勉強になります。
教育委員会	飛び級みたいなのはできるんでしょうか。例えば、ギフテッド、この子たちは、実は学校の授業は分かり過ぎて、だから、小学生でも中学校でとかそういう飛び級というのは簡単にできるんでしょうか。
教育委員会	制度として飛び級は、随分前にできました。だけど、私自身は、飛び級をした子というのを聞いたことはありません。何か新聞か報道では、飛び級で優れた子がとかいう話は聞きますけれど、なかなか難しいんでしょうね。その判定基準というのも、また難しいんでしょうね。
教育委員会	ほかにご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。
	(「なし」の声あり。)
教育委員会	<p><b>8 案件</b></p> <p>議案第23号 佐々町立小・中学校処務規則の一部改正について</p> <p>前回の定例教育委員会で、案をお示ししたところですけれど、その後、校長会のほうで意見を求めたところ、8条、校長は、夏季休業日の前後において、授業時数を短縮することができる。ただし、その日数は20日を超えることはできない。2、前項の規定により授業時数を短縮しようとする場合は、その期間</p>

	<p>を記し、教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>この条項について、校長の意見としては、働き方改革が言われる中で、20日をどうして12日という変えたのかということでありましたけど、よくよく考えてみたら、これ短縮授業ということで条項があります。</p> <p>以前、夏休みの前後に45分授業を40分に、50分授業を45分に短縮することができる規定をしたのがこの条項です。現在どうなのかと言うと、実際は、この適用をしている事例というものは学校にはないということです。</p> <p>むしろ、学習指導要領では、時間割を弾力的に編成することができるとなされています。これは校長の権限です。教育課程の編成権。むしろ、夏休み前に、6時間授業を5時間授業にするとか、そういう対応がなされています。</p> <p>というのは、同じ学習指導要領ですけれど、40分を1単位とする場合は、あくまでも授業時数の1単位時間を45分として計算した学校教育法施行規則第51条、別表第2に定める授業時数を確保しなければなりません。</p> <p>ちょっと面倒くさい表現ですけど、40分にしたら、40割る45、0.89時間にしかなりません。だから、1時間に満たない時数というのが、ここで出てきます。</p> <p>また、1時間の授業というのは、大体50分で組まれています。5分の短縮も結構厳しいんです。実験が途中になるとか。そういうこともあって、短縮授業を行うよりも、時間割の弾力的運用でやるというのが、今のやり方であるし、そのほうが無理がないと思われます。</p> <p>年間、中学校であれば1,050時間という総授業時数、これがありますけれど、それを守りながら、夏休みの前1週間については、5時間授業とする。そういう日課の工夫をするというのが順当だろうということで、この条項については、校長の教育課程編成権ということで、削除しようと考えています。</p> <p>一応、このことについては、校長会には確認をして、特に意見がないようすで、この条文について削除したいと思います。</p> <p>あとは、この前説明したとおりでございますので、これを案としてご提案したいと思います。よろしいでしょうか。何かご意見等があればお願ひします。</p>
教育委員	<p>第6条と第7条が就学の猶予があるということと、第7条が消滅したときということですが、文言が大体一緒になるのかなと思うんですけど、第7条は、保護者がそれを教育委員会に届け出なければならないというのは、学校とはどう関係するのでしょうか。保護者が学校にそれを届けて、学校がそれを教育委員会に届けるということなんじゃないかと思ったのですが。</p>
教育長	<p>施行規則の第37条、第79条によれば、いわゆる就学については教育委員会の権限になります。これは例えば病気とかで学校に行けない。行けないからそれは就学を猶予しましようということで、教育委員会に届けをすることになります。ですから、第6条のところに、その年の11月末までに教育委員会に届けなければならない。保護者が教育委員会に「就学を免除してください。」と届けるということです。</p> <p>そして、病状がよくなつて通えるようになったらば、就学猶予の免除を取り下</p>

げるということを教育委員会に届け出るということです。

先の定例教育委員会の中で、統合型校務支援システムの出席簿等の様式について、分からぬ、見せてほしいということでございましたので、出席簿と指導要録の分の一部を印刷して持ってまいりました。統合型校務支援システムでは、保健日誌とか全てがリンクしているので、全部を印刷して説明するのはあまり意味があることではないと思いますので、一部抜粋して説明します。資料について、1年1組の1番、黒川君、この子が4月18日に病気で休んだしたら、病気のところに「1」と入力します。事故欠、遅刻、早退、停止、忌引とかありますけど、担任がそれを入力します。そうすると、これが、1年1組の出席統計の中で、4月分の出席統計に反映されてきます。これが日々の出欠簿です。これが月別に集計される。そして、4月18日の全クラスの出席状況が一覧の形で集計されてきます。

その結果、「今日は1年3組は事故欠が1人」という情報を、校長、教頭等でも確認できるようになります。そういうつながりが出てきます。

出欠の記録は指導要録や通知表にも反映されます。以前は、ペーパーの出席簿から欠席が何日何人と計算して、それをまた月別統計に転記し、それをまた通知表に転記し、それをまた指導要録に転記するという作業をしていましたけれど、このシステムに正しく入力さえすれば、それが全部入ってくことになります。

しかも、保健日誌とか学校日誌にも出欠の欄があります。それにも、これが反映されるということです。ですから、整合性はきっと取れるし、手間がぐっと省けます。

学校日誌の出欠を記録するときに、私が教頭だったときは、廊下の前に子どもたちが黒板に、欠席何人、早退何人とか書きます。それを写すのですが、まず記入忘れが起こります。1人と思っていたのに2人だった。それで書き直す。そうすると、統計が変わってくるわけです。それは無理からんことです。子どもを叱るわけにはいかないし、担任が書くようにはしていましたが、なかなかそれも徹底しない。しかし、統合型校務支援システムであればそのような問題は生じません。

要録は、国語、社会、数学、理科と、こういう形であるわけですが、これが今まで面倒でした。中学校では、成績一覧表というのを回します。そうすると、黒川先生が3日間止めたら、ほかの人は書けません。統合型校務支援システムなら、各々が入力できます。

そういう統合型校務支援システムです。いろんな事務を横につなげたと考えたらよいと思います。これも含めて、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり。)

それでは、この処務規則については原案のとおり改正をしたいと思います。

教育長	<p>議案第24号 佐々町学校評価ガイドラインの改正について          これはいかがでしょうか。何かご質問等ございましたでしょうか。          基本的に、教育振興基本計画の評価項目を学校にということと、前も言いましたように、学校評価の時期を早める。8月ぐらいに早めて、学校評価として活用するという改定です。これについてはよろしいでしょうか。基本計画のときにご質問をいただいたので、これについては、ご質問がなければこれでよろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり。)</p>
事務局	<p>議案第25号 佐々町小中学校給食物価高騰対策事業費補助金交付要綱の一部改正について          物価高騰対策事業費補助金につきましては、6月議会で物価高騰分10%の450万円を補正予算として計上しておりましたが、帝国データバンクの8月の調査結果が、10%から14%に引き上げられたことから、10月分の給食分から4%を上乗せするということで、今回9月補正に150万円の補正予算を計上しており、それに伴う要綱の改正を行うものです。          新旧対照表の第4条、補助金の額でございますが、現行の補助金の額は学校会計で定める学校給食費の1食単価に上限「10%」としていたのですが、今回「14%」に改めるというものでございます。          附則、施行期日「この教育委員会要綱は令和4年10月1日から施行する。」適用区分「改正後の佐々町小中学校給食物価高騰対策事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年10月1日以降の日の以後に要する児童生徒分の学校給食費から食材の経費について適用し、同日前に要した児童生徒分の学校給食費に係る食材経費については、なお従前の例による。」ということで、9月までは10%、10月以降は14%という規定を設けております。</p> <p>この内容についてご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり。)</p>
教育委員会	<p><b>9 報告事項</b></p> <p>(1)新型コロナウイルスへの対応について          (口頭により説明)</p> <p>(2)いじめ・不登校について          (資料により説明)</p> <p>不登校の場合ですが、濃厚接触というかコロナの療養期間はどのようになっていますか。</p>

教育長	期間が5日間に短縮となりました。例えば、この前のように3日間休みがあれば、2日間ですから、ケース・バイ・ケースで対応しています。
教育長	(3)台風への対応について (口頭により説明)
教育委員	台風時の休校の判断なんんですけど、ぎりぎりで判断されていると思いますが、保護者の反応というのはどうですか。早い方がいいのですか。どちらがいいのでしょうか。
教育長	天気の判断は非常に悩ましいところです。11号の前の台風のときは、ずっと様子を見ながら、最終的に登校できるということになって、朝5時まで検討したところです。様子を見ながら、私はできるだけ登校できるようにした方がいいだろうと判断したわけです。 台風11号での佐世保市の対応は、判断が早く、3日前から休校と判断しました。あれから、少しずつ進路にぶれがありました。もっとぶれれば、登校できたかもしれないと思います。佐賀県に上陸したから、強風がずっと吹いたわけですけれど、あの日も私は昼から登校させても大丈夫じゃないかって、ずっと悩みました。 ふと考えることは、「学校は開けますよ、登校はご自由に。」というのも一つの判断と思ったりするのですが、そうすると、また迷われると思います。 「小さいお子さんをお持ちのところは、なるだけなら休んでほしくない。」「休むんだったら、早く連絡ほしい。」という、相反するというか、2つの思いを持っておられると思います。そのぎりぎりが、やっぱり前日、もしくは最終的判断がつかないときは、朝6時からのメールになります。
教育委員	学校を避難所にするときに、管理者はどちらになるのですか。
教育長	管理者は役場総務課となります。ほか、よろしいでしょうか。
事務局	(4)社会体育・教育施設工事関係について (資料により説明)
事務局	(5)令和4年度市町村教育委員会研究協議会について (資料により説明)
事務局	(6)名義後援について 5件分について報告
事務局	(7)準要保護の10月認定について 2件分について報告

事務局	(8)行事関係報告について (資料により説明)
事務局	(9)教育委員の選任について (口頭により説明)
事務局	(10)その他 特になし
(16時25分 閉会)	
上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここに署名する。	
令和4年9月26日	
教育長	黒川 雅寿
委員	内藤 拓也